

岩手県告示第 1083 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨環境省東北地方環境事務所国立公園・保全整備課長から次のとおり通知があった。

平成 18 年 11 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手郡雫石町大字長山小松倉地内（岩手山麓集団施設地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成 18 年 9 月 29 日から平成 19 年 3 月 23 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量 平成 18 年度岩手山麓集団施設地区用地測量（土地登記及び用地取得のための測量）